暗号資産・電子決済手段の移転に係る通知義務（トラベルルール）

2023.6.1施行

■ 暗号資産・電子決済手段の取引経路を追跡することを可能にするため、暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者（以下「VASP」という。）に対し、**暗号資産・電子決済手段の移転時に送付人・受取人の情報を通知する義務**を新設

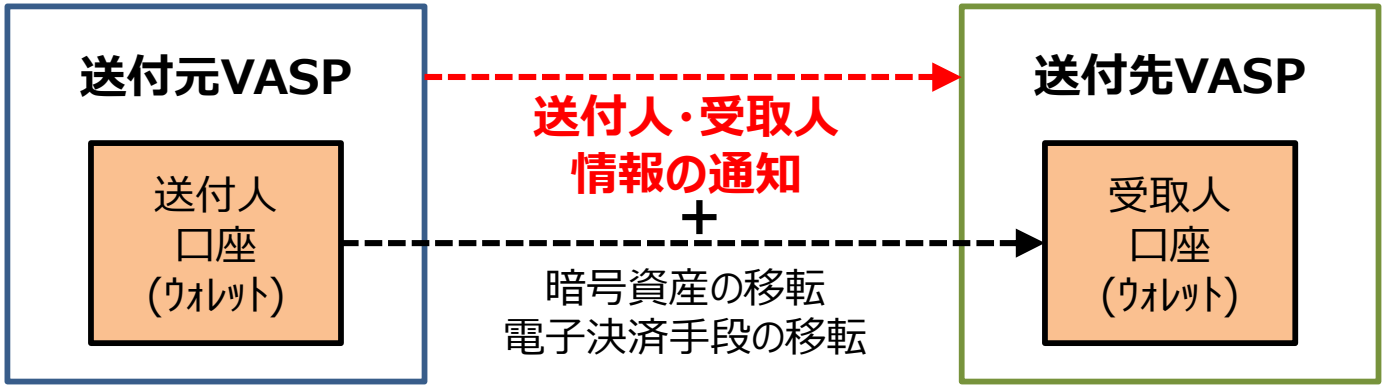

対象とする移転 ［法第10条の３、第10条の５］

➢ 国内VASPへの移転・外国VASP（注１）への移転を対象とする（個人・無登録業者は対象外）。

➢ 金額、種類にかかわらず、全ての移転を対象とする（注２）。

（注１）資金決済に関する法律に規定する外国暗号資産交換業者・外国電子決済手段等取引業者

（注２）電子決済手段のうち特定信託受益権は対象外

除外される移転 ［政令第17条の２、第17条の３］

➢ 我が国の通知義務に相当する規制が定められていない国又は地域に対する移転については、除外する。（告示指定）

通知事項 ［規則第31条の４、第31条の７］

	自然人	法人
送付人情報	① 氏名 ② 住居 or 顧客識別番号等 ③ ブロックチェーンアドレス or 当該アドレスを特定できる番号	① 名称 ② 本店又は主たる事務所の所在地 or 顧客識別番号等 ③ ブロックチェーンアドレス or 当該アドレスを特定できる番号
受取人情報	④ 氏名 ⑤ ブロックチェーンアドレス or 当該アドレスを特定できる番号	④ 名称 ⑤ ブロックチェーンアドレス or 当該アドレスを特定できる番号

通知事項の記録・保存義務 ［規則第24条］

➢ 通知した事項・通知を受けた事項について記録・保存義務を課す。